

在留資格の変更

○在留資格の変更の許可を得たいとき

現在持っている在留資格を変更したいときは、所轄の出入国在留管理局に申請して許可を受けることが必要です。申請手続きは有料です。

例：留学生が卒業して企業に就職し、引き続き日本で生活するとき

：日本人と結婚したときなど

○必要書類

それぞれの在留資格と在留状況により、提出書類が異なります。

問い合わせ先

大阪出入国在留管理局神戸支局

(神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎)

078-391-6377